

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月25日から当庁不動産競売係に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 下関市向山町
地 番 191番7
地 目 宅地
地 積 153.68平方メートル
- 2 所 在 下関市向山町191番地7
家屋 番号 191番7
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 70.77平方メートル
2階 64.17平方メートル
- (現況)
- 構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 3階 約26平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 3月 5日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 下関市向山町
地 番 191番7
地 目 宅地
地 積 153.68平方メートル
- 2 所 在 下関市向山町191番地7
家屋 番号 191番7
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 70.77平方メートル
2階 64.17平方メートル
- (現況)
- 構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 3階 約26平方メートル



令和7年(ケ)第19号
令和8年1月16日受理
令和8年2月19日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所下関支部

執行官 金川直樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 下関市向山町 |
| | 地 番 | 191番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 153.68平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市向山町191番地7 |
| | 家屋 番号 | 191番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.77平方メートル
2階 64.17平方メートル |



関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	<p>1 本件建物には、現在、誰も住んでいません。</p> <p>2 本件建物には、損傷箇所や不具合がある箇所は特にないと思います。</p> <p>3 本件建物の設備等で、リースを受けている物や所有権留保が付けられている物はありません。</p> <p>(令和8年1月30日付け回答書の要旨)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者が少量の動産（本件建物2階③室に遺影が置かれている。）を置いて占有しているものと認められる。
- 3 本件建物は平成2年に建築された建物であり、浴室やキッチン、洗面脱衣室等の水回りを中心に、壁、天井や床の汚れ、壁のクロスの破れなどの劣化箇所が散見される。
- 4 現地での概測の結果、本件土地の形状は概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- 5 本件土地上の樹木の枝が道路にはみ出している。
- 6 本件土地の擁壁にクラックがある。
- 7 上記意見は関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年1月18日(日)	執行官室	下関市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査囑託書郵送 債務者兼所有者に照会書郵送
8年1月19日(月) 9:26~9:27	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付請求
9年1月19日(月) 16:35~16:40	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等受領
8年1月26日(月) 11:00~11:40	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年1月28日(水)	執行官室	債務者兼所有者に現況調査期日通知書郵送
8年2月2日(月)	執行官室	評価人に間取図等資料郵送
8年2月13日(金) 9:20~11:00	物件所在地	物件調査(評価人、解錠技術者、立会人同行)、写真撮影
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年2月13日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

登記年月日：昭和63年10月24日

191-3 後 191-3 新

地番 191-3-7

土地の所在 下関市向山町

土地所在 地積測量 耕

S83 10.28

座標求積表 (座標法)

④ 地番：191-3

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
1	117.640	127.193	2.756	350.543908
2	113.976	118.963	-4.835	-575.186105
13	112.805	117.745	-11.309	-1331.578205
12	102.667	124.595	-7.590	-945.676050
8	105.215	135.780	8.553	1161.326340
9	111.220	132.629	12.425	1647.915325
合計				307.345213
面積				153.6726065
地積				153.67㎡

⑥ 地番：191-7

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
13	112.805	117.745	-0.712	-83.834440
3	101.955	106.454	-17.114	-1821.853756
4	95.681	107.779	-5.157	-555.816303
5	96.798	116.187	4.899	569.200113
6	100.590	115.478	5.869	677.740382
12	102.667	124.595	12.215	1521.927925
合計				307.363921
面積				153.6819605
地積				153.68㎡

合計地積 ④+⑥=307.735㎡

1023793

1023792

作製者 土地家屋調査士

(昭和63年9月9日作製)

山口県土地家屋調査士会用品

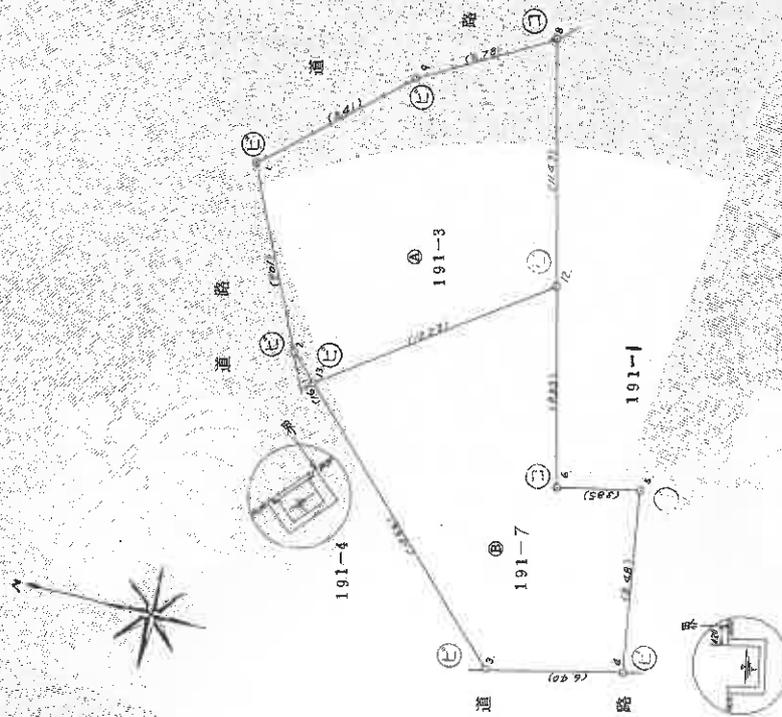
申請人

地図番号

縮尺 1/250

境界標の種類

④	プラスチック杭
⑥	金属鉄
①	コンクリート杭
⑤	刻印(構造物)



縮小 (A3-A4)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月19日

山口地方事務所 下関支局

登記官

(7 第四)

登記年月日：平成4年11月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月19日 山口地方建設局下関支局

登記官

(無効)

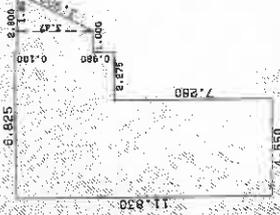
各階平面図

建物図面 (各階平面図)

家屋番号 191番7

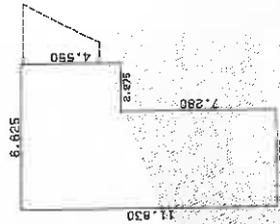
建物の所在 下関市向山町191番地7

Hx、H、25



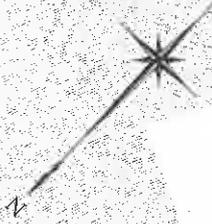
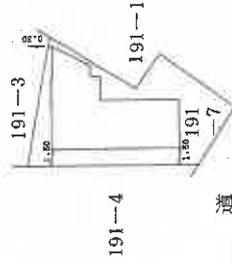
1 階 求 積 表

4.550 × 11.830	=	53.8265
2.275 × 4.550	=	10.3512
1.600 × 3.470	=	5.5520
1.800 × 3.470 / 2	=	3.1230
合計		70.7707
床面積		70.77



2 階 求 積 表

4.550 × 11.830	=	53.8265
2.275 × 4.550	=	10.3512
合計		64.1777
床面積		64.17



7002293

作製者 土地家屋調査士

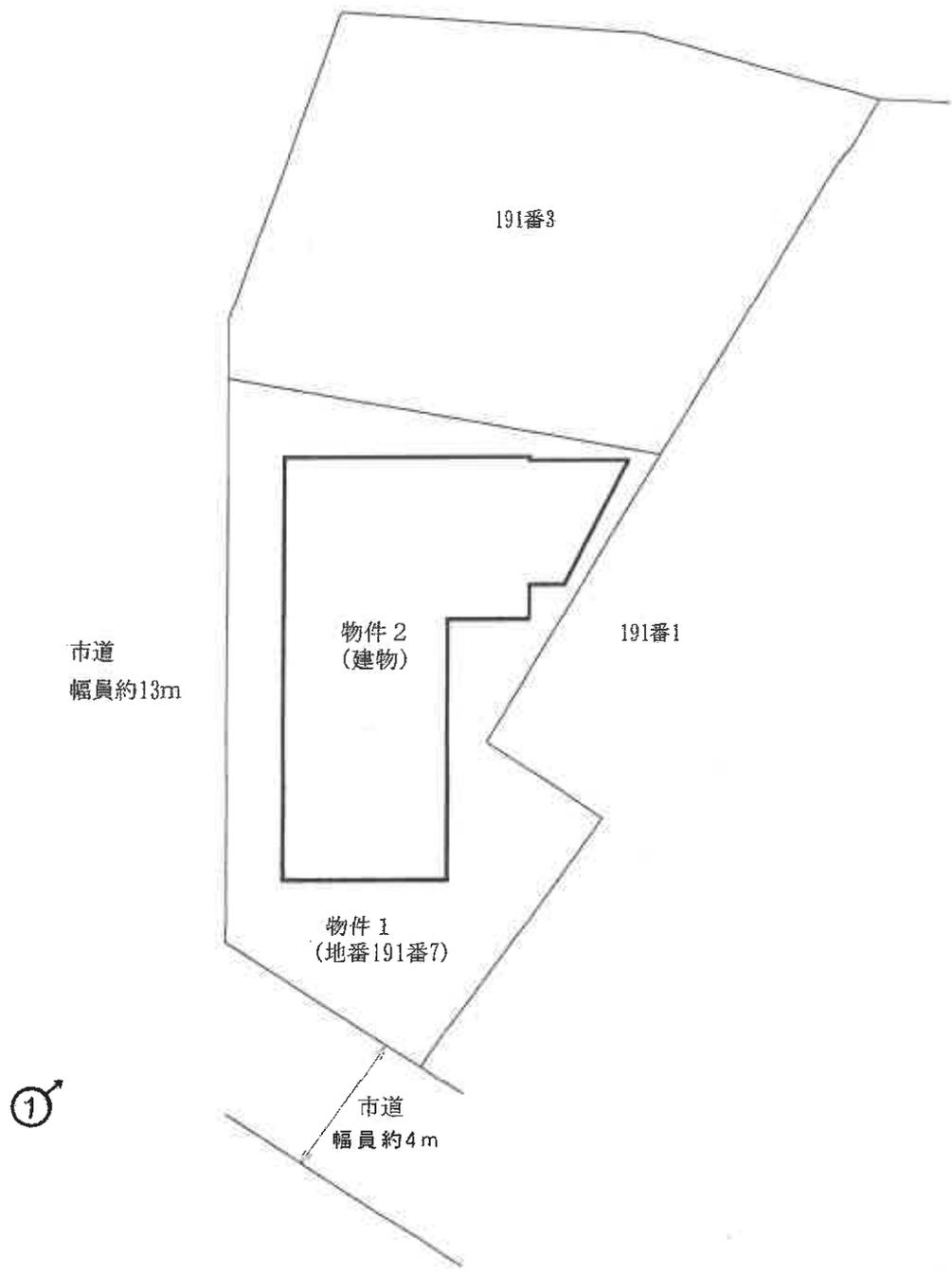
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用品

縮小 (A3-A4)



※ 評価人作成図面
↑
○ 写真撮影位置方向

令和7年(ケ)第19号
土地建物位置関係図

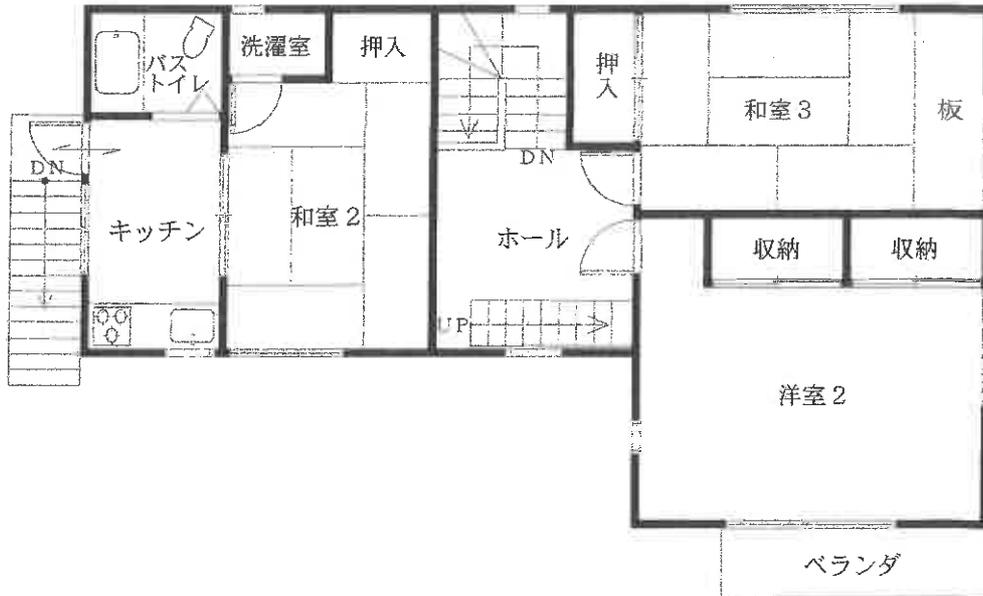
本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

縮尺：約1/200

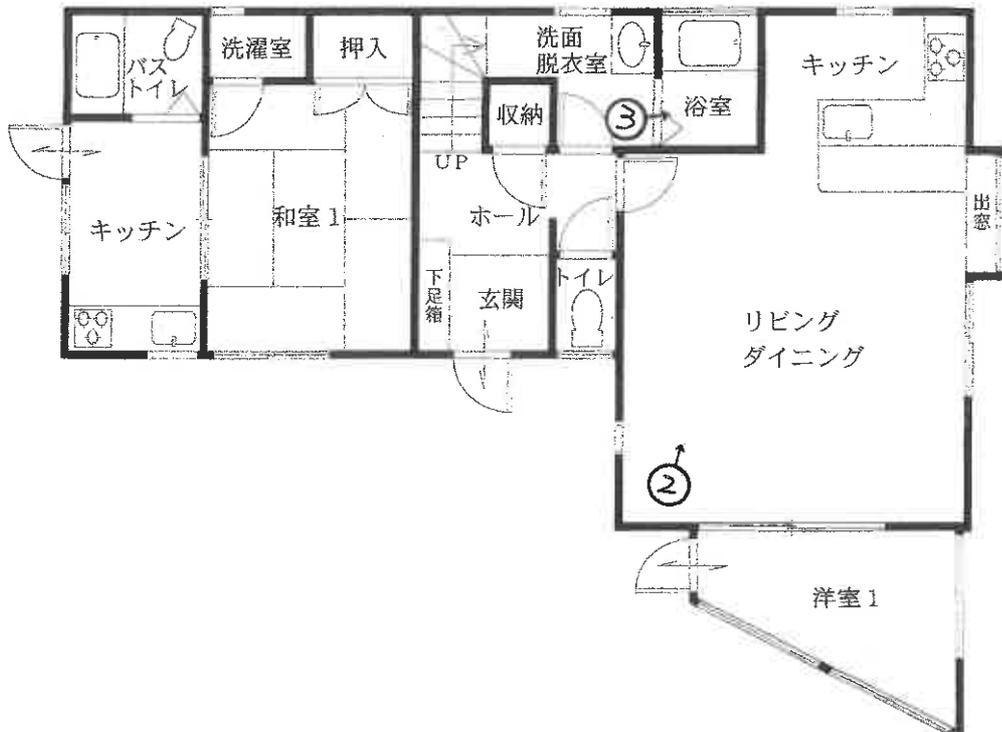
(9 枚目)



2階



1階



※ 評価人作成図面

↑
○ 写真撮影位置方向

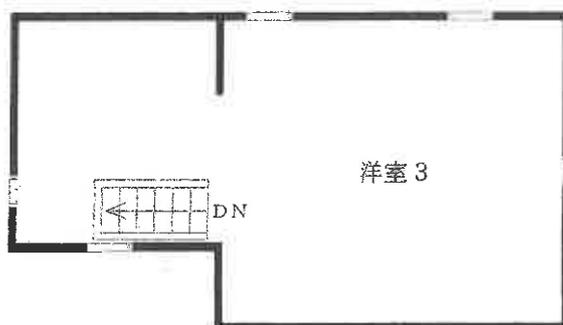
令和7年(ケ)第19号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

(10枚目)



3階



※ 評価人作成図面

 写真撮影位置方向

(// 枚目)

令和7年(ケ)第19号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100



写真01

本件建物の外観



写真02

1階
リビング
ダイニング
キッチン



写真03

1階
浴室

令和7年（ケ）第 19 号
令和8年2月13日 現地調査
令和8年2月24日 評 価

山口地方裁判所 下関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

植田 豊隆

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,965,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 814,000円
物件2 (建物)	金 1,151,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	下関市向山町 191番7 宅地 153.68㎡	左記に同じ
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	下関市向山町191番地7 191番7 居宅 木造スレート葺2階建 1階 70.77㎡ 2階 64.17㎡ 延 134.94㎡	木造スレート葺3階建 1階 70.77㎡ 2階 64.17㎡ 3階 約26㎡ (概測) 延 約160.94㎡ (概測)
番号	特記事項		
2	<p>法務局備付の登記簿記載事項及び建物図面と現況とを照合した結果、物件2は3階建てであるものと認められるため、床面積については上記のとおり判定した。</p> <p>また、評価においては現況調査による概測面積を採用した。</p> <p>なお、正確な面積については専門家による調査及び測量等が必要となる。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位置・交通	J R山陽本線「幡生」駅 南方 約1.5km 【道路距離】 「大坪八幡下」バス停 南東及び北方 約100m 【道路距離】		
付近の状況	戸建住宅、アパート等が建ち並ぶ市街地の既成住宅地域である。利用形態は概ね安定しており、現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域	
画地条件	規模 間口 奥行	153.68 m ² 約 6.5 m 約 17.0 m	形状 接面状況 地勢 不整形 角地 傾斜地
接面道路の状況	北西側幅員約13m舗装市道、高低差 約0.8～約2.5m高い (注1) 南西側幅員約4m舗装市道、高低差 ほぼ等高～約2.5m高い (注2) (注1) 市道 羽山町9号線 [建築基準法第42条1項1号道路] (注2) 市道 東向山町6号線 [建築基準法第42条1項1号道路]		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : あり 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特記事項	① 目的土地は、北西側市道とは高位接面しており出入り不可であり、南西側市道からはコンクリート階段により出入り可能であるが、駐車場や駐輪スペースが設けられていない。 また、目的土地内において高低差が生じているほか、北東側隣接地境界部分には法地箇所も見られる。 なお、目的土地の擁壁について下関市建築指導課で確認したところ、その確認申請は出されておらず、現況ではクラックや補修跡などが見られるがその構造や状態等の詳細については不明である。		

<p>特 記 事 項</p>	<p>② 目的土地内の樹木の枝が北西側市道へ越境している。 目的土地南側境界部分は隣接地の擁壁と近接している。</p> <p>③ 【土壌汚染について】 登記簿、所有権移転及び利用経緯等に鑑みて土壌汚染の可能性については低いものと推定されるが、詳細については専門調査機関による調査が必要であるため、評価上考慮外とした。</p> <p>④ 【埋蔵文化財について】 下関市教育委員会教育部文化財保護課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。</p>
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況 [物件2]

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成2年6月29日新築 経過年数 約 36年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート 外 壁：サイディング 内 壁：クロス、合板ほか 天 井：クロス、目透かし天井ほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：電気、給排水ほか
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	空き家の状態である（現況調査報告書記載のとおり）。
特記事項	<p>① 築後約36年経過した建物であり、浴室やキッチン、洗面脱衣室等の水回りを中心に、各箇所において全体的に汚損や劣化が見られる。</p> <p>② 全部事項証明書によると、目的建物は平成4年11月22日に増築がなされているが、各種資料から当該部分は1階洋室1の部分であるものと思われる。</p> <p>③ 目的建物の南西側部分は1階、2階共に北東側のホールとは行き来できず、それぞれ独立した居宅としての使用が可能である。</p> <p>④ 下関市建築指導課発行の確認台帳記載事項証明書（建築物）によると、目的建物は建築確認を受けているが、完了検査を受けていない。 交付年月日：平成元年12月25日 確認済証番号：第2060号 建築面積66.66㎡、延べ面積128.36㎡</p>

特 記 事 項	⑤ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。また、害虫被害、耐震等についても専門調査機関による調査を行っていないため詳細については不明である。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	41,000円/㎡	0.57	153.68㎡	0.90	3,232,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

地価公示 下関一9

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
32,800円/㎡	$\frac{100.0}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{80}$	41,000円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
角地	1.03
形状	0.90
道路との高低差	0.85
敷地内高低差	0.90
擁壁、法地等	0.90
隣接不動産の状態	0.90
相乗積	0.57

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	180,000円／㎡	約160.94㎡	0.05	1,448,000円

イ 延床面積：概測面積による。

ウ 現価率：経済的耐用年数を超過していると判断されるため、現況調査により建物の維持管理の状態等を考慮して、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	3,232,000円	0.40	法定地上権	1,293,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,232,000円	- 1,293,000円		0.70	0.60	814,000円
2	1,448,000円	+ 1,293,000円	1.00	0.70	0.60	1,151,000円
一括価格 (合計)						1,965,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 駐車、駐輪スペースがないことや目的物件に不明事項があること等による市場性の減退等を考慮し査定した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 (下関-9)

所 在 : 下関市栄町121番4「栄町11-5」
価 格 : 32,800 円/㎡
位 置 : J R 山陽本線「幡生」駅 南方約2.3km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 101 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 幅員約4.5m市道に西側で接面
用途指定等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要 : 小規模一般住宅が多い既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

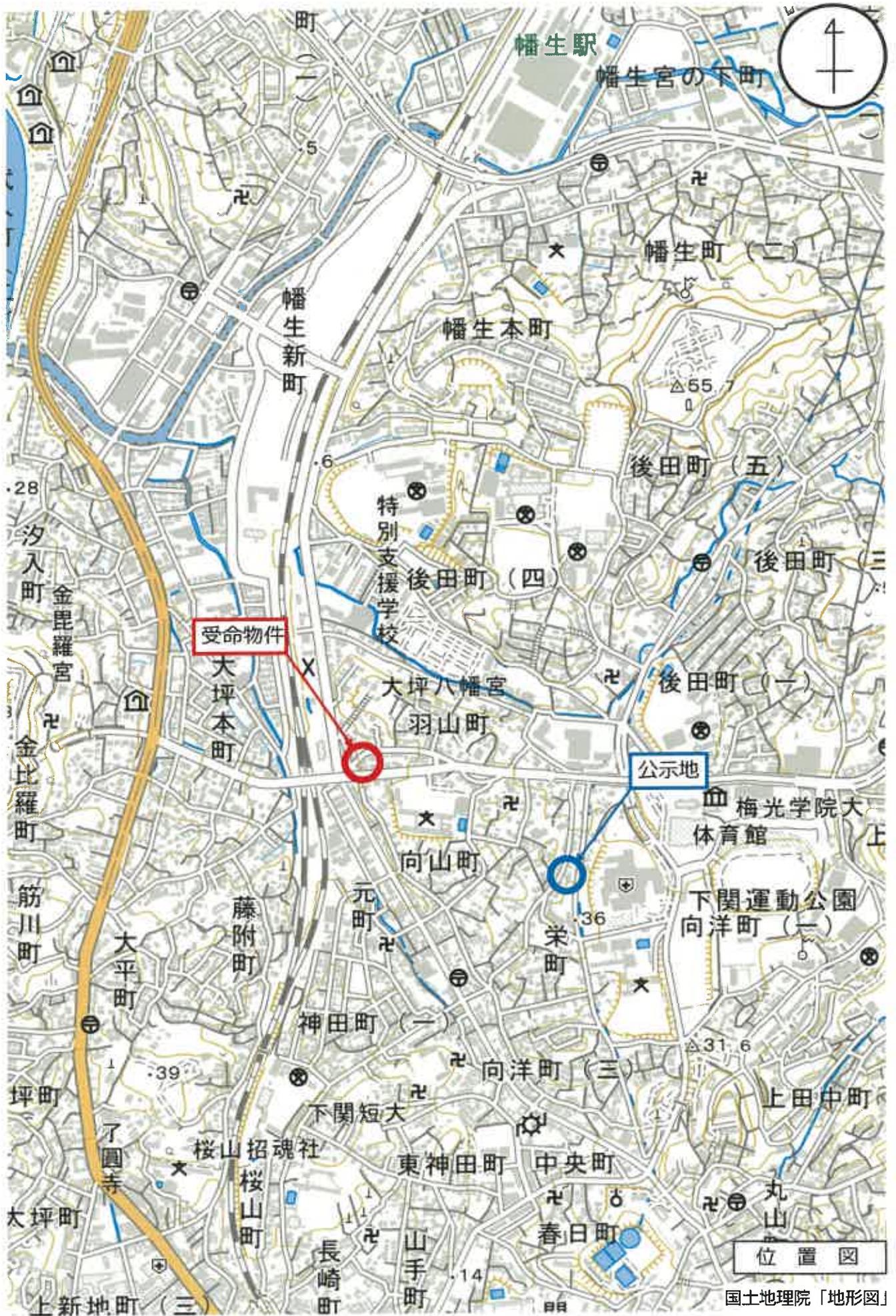
物件1 2,974,015 円

物件2 1,948,742 円

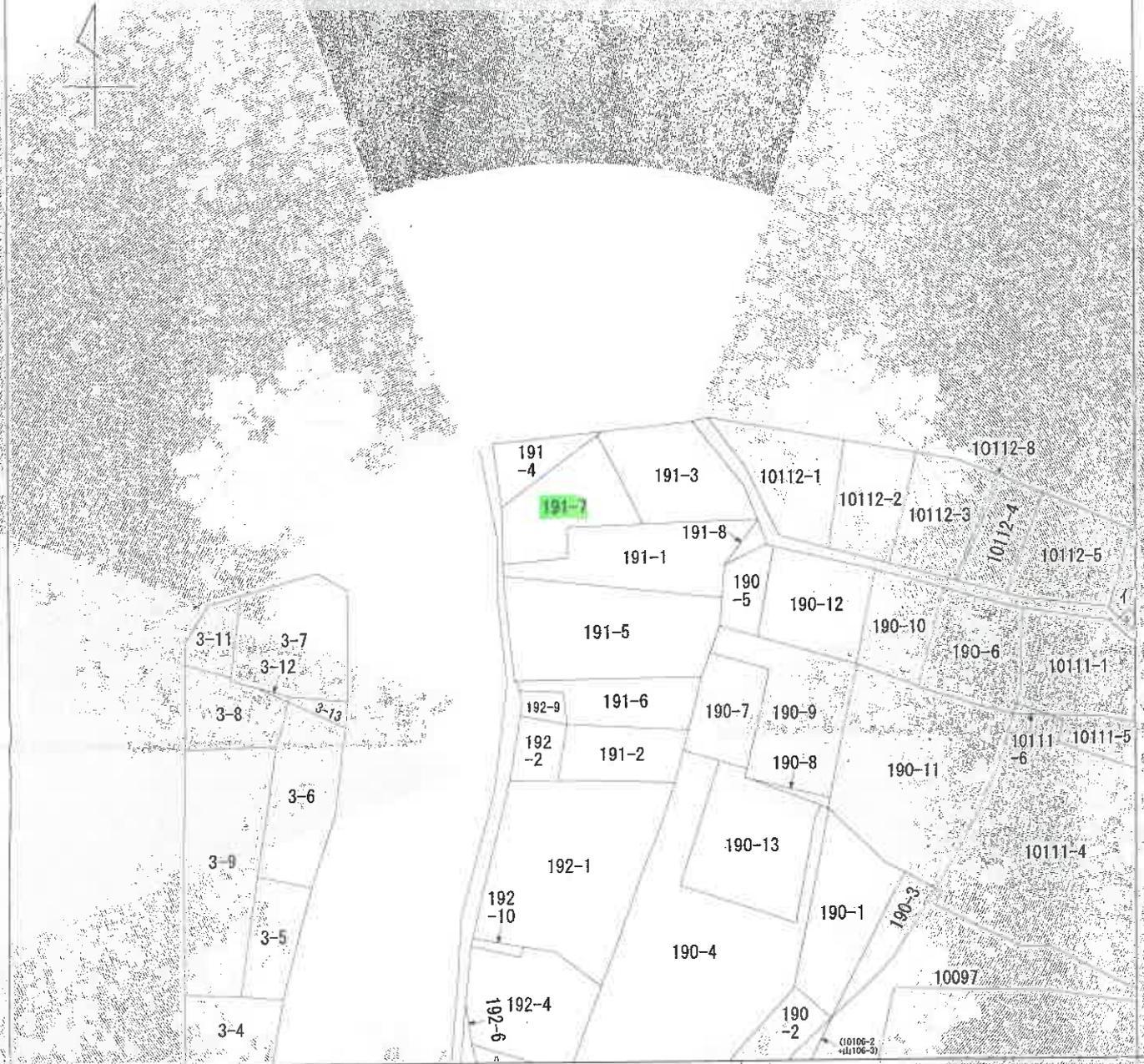
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真



N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	下関市向山町				地番	191番7		
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

縮小 (A3 → A4)

令和7年9月18日
 山口地方法務局下関支局
 登記官

登記年月日：昭和63年10月24日

191-3 後 新

土地所在図
地積測量図

地番 191-3-7

土地の所在 下関市向山町

S6310JK

座標求積表 (座標法)

④ 地番：191-3

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
1	117.640	127.193	2.756	350.543908
2	113.876	118.963	-4.835	-575.186105
13	112.805	117.745	-11.309	-1331.578205
12	102.667	124.595	-7.590	-945.676050
8	105.215	135.780	8.553	1161.326340
9	111.220	132.629	12.425	1647.915325
合計				307.345213
面積				153.6726065
地積				153.67㎡

⑤ 地番：191-7

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
13	112.805	117.745	-0.712	-83.834440
3	101.955	106.454	-17.114	-1821.853756
4	95.691	107.779	-5.157	-555.816303
5	96.798	116.187	4.889	569.200113
6	100.590	115.478	5.869	677.740382
12	102.667	124.595	12.215	1521.927925
合計				307.363921
面積				153.6819605
地積				153.68㎡

合計地積 ④+⑤=307.735㎡

1023793

~~1023792~~

作製者

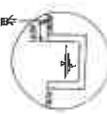
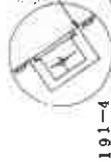
昭和63年9月9日作製

申請人

地図番号

縮尺 1/250

境界線の種類
 プラスチック杭
 金属釘
 コーンクリート杭
 刻印(埋造物)



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年9月18日 山口地方建設局工務支局 登記官

登記官

登記年月日：平成4年11月25日

令和7年9月18日
山口地方建設局 国土課
登記簿

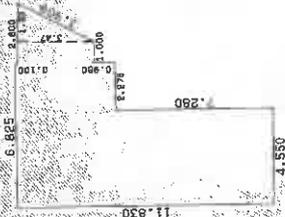
各階平面図

建物図面 (各階平面図)

家屋番号
191番1

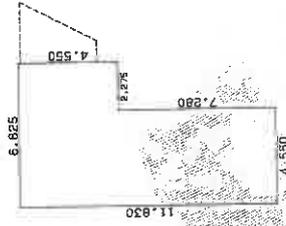
建物の所在
下関市向山町191番地7

HS.11.25



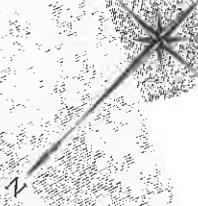
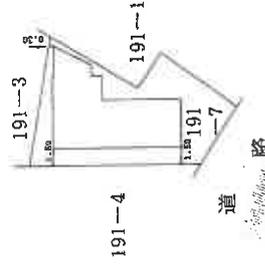
1 階 求 積 表

4.550 x 11.830	=	53.8265
2.275 x 4.550	=	10.3512
1.600 x 3.470	=	3.4700
1.800 x 3.470 / 2	=	3.1230
合計		70.7707
床面積		70.77 m ²



2 階 求 積 表

4.550 x 11.830	=	53.8265
2.275 x 4.550	=	10.3512
合計		64.1777
床面積		64.17 m ²



7002299

縮小 (A3 → A4)

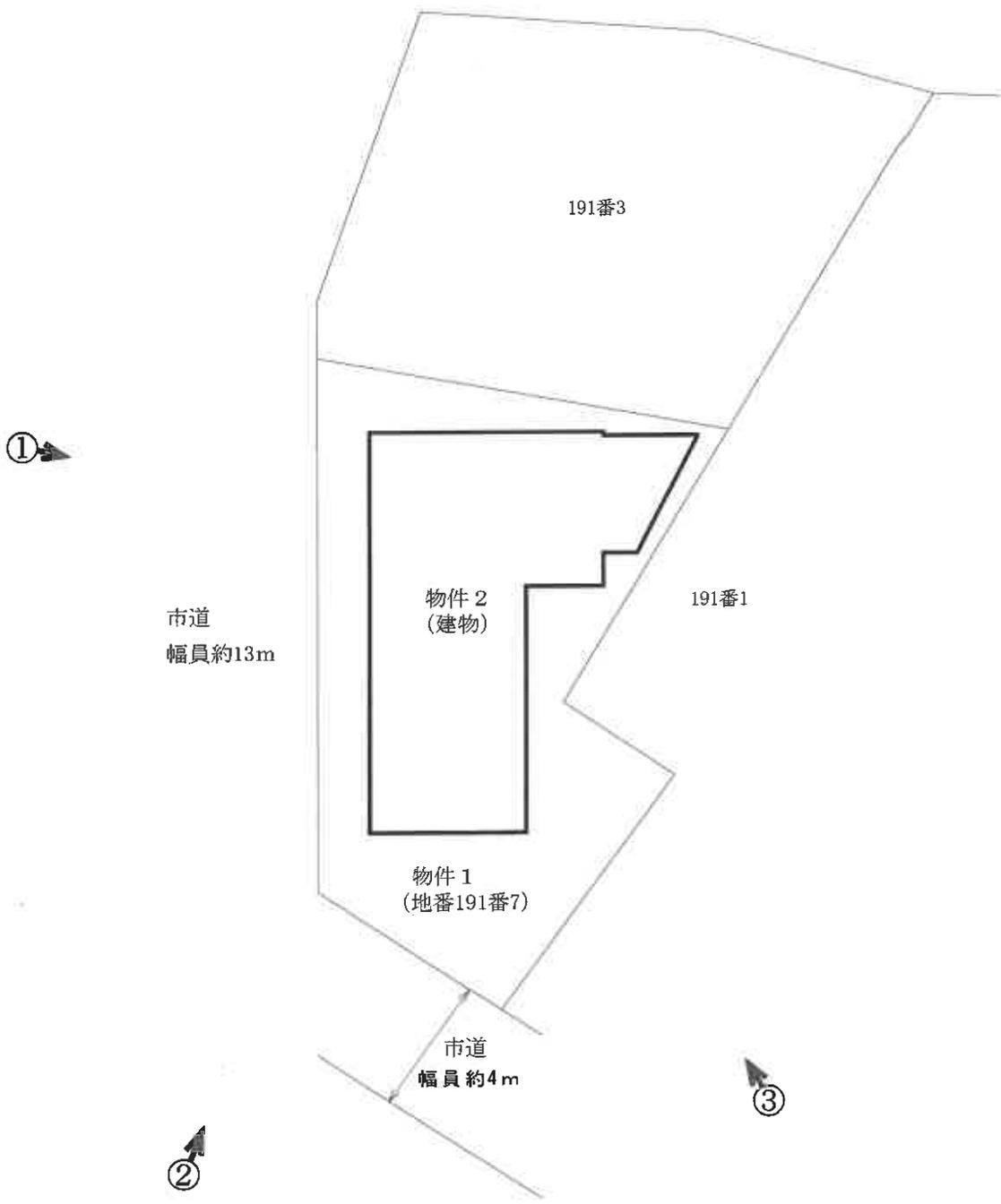
作製者

山口県土地家屋調査士会
用紙
(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



市道
幅員約13m

物件2
(建物)

191番1

物件1
(地番191番7)

市道
幅員約4m

写真撮影位置



令和7年(ケ)第19号

土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

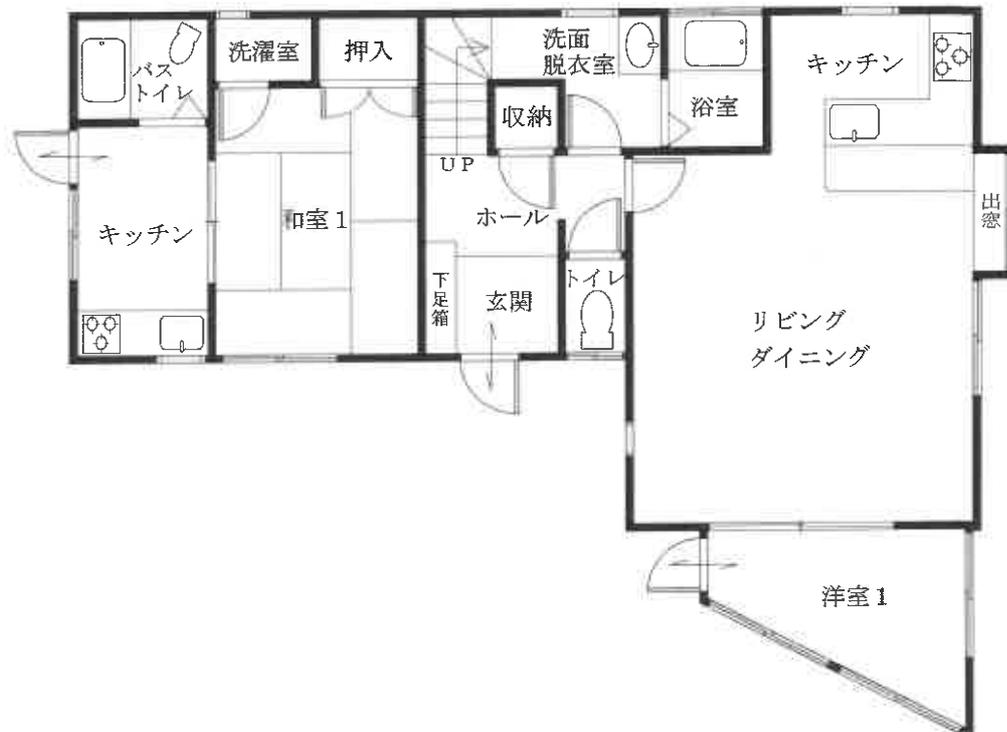
縮尺：約1/200



2階



1階



令和7年(ケ)第19号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100



3階



令和7年(ケ)第19号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

目的物件の状況

物件 2



①

物件 2



②

物件 2



③